毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎　規　則	
○建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する等の規則	監　理　課
◎　告　示	
○長崎県危機管理部関係補助金交付要綱の一部改正	防災企画課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	水環境対策課
・救急病院の認定	医療政策課
・保安林の指定の予定	林　政　課
・保安林の指定の解除の予定	〃
・保安林の指定の解除	〃
・まちづくり景観資産の登録内容の変更	都市政策課
・道路の区域変更（３件）	道路維持課
・道路の供用開始（２件）	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂　防　課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教育政策課
◎　公　告	
・県営換地計画変更の決定	農村整備課
・土地改良区の清算人の退任	〃
・測量の実施（３件）	建設企画課
・都市計画の図書の縦覧（５件）	都市政策課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	道路建設課
◎　教育委員会規則	
○長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則	教育政策課
○長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則	〃
◎　公安委員会告示	
・乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について	交通規制課
◎　長崎県病院企業団規程	
・長崎県病院企業団電子決裁実施規程	長崎県病院企業団

規　　則

建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県規則第16号

建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する等の規則

（建設業者提出書類閲覧規則の一部改正）

第１条　建設業者提出書類閲覧規則（昭和42年長崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表

区分	設置場所	所管区域
略		
地方機関		
	略	

改正前

別表

区分	設置場所	所管区域
略		
地方機関	長崎振興局建設部管理課	長崎市、西彼杵郡
	略	

（建設業法に基づく許可申請書等に関する規則の廃止）

第２条　建設業法に基づく許可申請書等に関する規則（昭和47年長崎県規則第23号）は、廃止する。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく登録申請書等に関する規則の廃止）

第３条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく登録申請書等に関する規則（平成13年長崎県規則第51号の２）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

告　　示

長崎県告示第186号

長崎県危機管理部関係補助金交付要綱（平成19年長崎県告示第290号）の一部を次のように改正し、令和６年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）

２　基地対策・国民保護課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１　略					
２	基地と地域との共存共生推進事業費補助金	基地と地域との共存共生の推進を図る。	市町が実施する基地と地域との共存共生推進に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町

改正前

別表（第２条関係）

２　基地対策・国民保護課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１　略					

長崎県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　施行者の名称
　波佐見町
２　都市計画事業の種類及び名称
　平成10年長崎県告示第204号
　波佐見都市計画下水道事業　波佐見町公共下水道
３　施行期間
　自　平成10年３月３日　　至　令和11年３月31日
４　事業地
　収用の部分　　変更なし
　使用の部分　　変更なし

長崎県告示第188号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

名　　称	所　在　地	認定年月日	認定の有効期限
地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町６番39号	令和６年４月１日	令和９年３月31日
長崎県島原病院	島原市下川尻町7895番地	令和６年４月１日	令和９年３月31日
長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和６年４月１日	令和９年３月31日
長崎県富江病院	五島市富江町狩立499番地	令和６年４月１日	令和９年３月31日
長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	令和６年４月１日	令和９年３月31日
長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626番地	令和６年４月１日	令和９年３月31日
長崎県上対馬病院	対馬市上対馬町比田勝630番地	令和６年４月１日	令和９年３月31日
独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856番地１	令和６年４月16日	令和９年４月15日

長崎県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　保安林予定森林の所在場所
　雲仙市千々石町庚字山畔3063から3065まで、3065の１、3066、3067、3071、3073、3075、3076、3083（次の図に示す部分に限る。）、3086、字庵ノ上3100、3101、3118、3121、3123の１、3128の１、3129、字大平4400の

１、4405、字新切4408の５
２　指定の目的
　土砂の崩壊の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
　１　主伐は、択伐による。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。
令和６年３月26日
長崎県知事　大石　賢吾

１　解除予定保安林の所在場所
　長崎市浜平２丁目204（次の図に示す部分に限る。）、立山５丁目527の２
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　解除の理由
　水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和６年３月26日
長崎県知事　大石　賢吾

１　解除に係る保安林の所在場所
　対馬市上県町佐護字大瀧口東里52の１・54の１・54の２・55（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　解除の理由
　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第192号

長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号）第22条第４項の規定により、まちづくり景観資産の登録内容を次のとおり変更した。
令和６年３月26日
長崎県知事　大石　賢吾

種　類	登録番号	区分	名　　称	所　在　地	所有者
	景資第２-72号	変更前	旧平戸商業銀行江迎支店（店舗・倉庫）	佐世保市江迎町長坂211番地	山下　斉太郎
		変更後	旧平戸商業銀行江迎支店（店舗）	佐世保市江迎町長坂211番地	山下　斉太郎

建造物等	景資第２-75号	変更前	潜龍酒造（店舗・貯蔵蔵・仕込蔵・煙突）	佐世保市江迎町長坂208、209番地	山下　庄左衛門
		変更後	潜龍酒造（旧店舗・仕込蔵・煙突）	佐世保市江迎町長坂208、209番地	山下　庄左衛門
	景資第２-112号	変更前	惜梅亭（茶室・庭園）	雲仙市小浜町南木指2786番地	雲仙市
		変更後	惜梅亭（茶室・庭園）	雲仙市小浜町南木指2786番地	株式会社クラウドヒル　代表取締役　佐藤　泰幸

長崎県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般国道
路　線　名　384号
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
南松浦郡新上五島町奈良尾郷字扇山908番２地先から南松浦郡新上五島町奈良尾郷字扇山908番１地先まで	前	16.9～32.9	41.8	
	後	27.5～32.9	41.8	

長崎県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般国道
路　線　名　384号
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
南松浦郡新上五島町奈良尾郷字扇山908番１地先から南松浦郡新上五島町奈良尾郷字扇山908番１地先まで	前	11.0～26.4	137.6	
	後	24.6～31.9	137.6	

長崎県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般県道
路　線　名　大浦比田勝線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
対馬市上対馬町豊字落土1455番１地先から 対馬市上対馬町豊字大多1337番地先まで	前	8.2～49.1	466.8	
	後	9.7～33.1	452.3	

長崎県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 田結久山線	諫早市久山町697番１地先から 諫早市久山町699番５地先まで	令和６年３月26日

長崎県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	諫早市多良見町元釜字下ノ谷１番１地先から 諫早市多良見町舟津字田原1832番２地先まで	令和６年３月26日

長崎県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９項第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県五島振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

箇　所　番　号	所　　在　　地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区　域　の　種　別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

五島(福江)-(急)-0834	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
五島(福江)-(急)-0835	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0847	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0955	五島市野々切町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0985	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0986	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0992	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0996	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-0999	五島市浜町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1000	五島市浜町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1002	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1003	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1004	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1008	五島市浜町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1013	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1014	五島市高田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1018	五島市浜町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1035	五島市増田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1047	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1048	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1049	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1053	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(福江)-(急)-1054	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

五島(福江)-(急)-1055	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-1059	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-1071	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-1073	五島市吉田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0341	五島市戸岐町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0367	五島市戸岐町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0370	五島市戸岐町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0384	五島市戸岐町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0403	五島市戸岐町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0050	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0053	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0055	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0056	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0057	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0059	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0061	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0062	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0063	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0065	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0066	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0067	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0069	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0071	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(福江)-(急)-0072	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0074	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0074-2	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0076	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0083	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0091	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0095	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0097	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0107	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0120	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0121	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0121-2	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0127	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0133	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0139	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0142	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0148	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0152	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0154	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0154-2	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0155	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0156	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0157	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(福江)-(急)-0167	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0168	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0172	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0174	五島市久賀町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0187	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0188	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0189	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0191	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0194	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0196	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0197	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0201	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0206	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0215	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0220	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0222	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0229	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0230	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0232	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0235	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0240	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0241	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0251	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(福江)-(急)-0252	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0254	五島市猪之木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0268	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0269	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0270	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0271	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0274	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0275	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0283	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0288	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0290	五島市田ノ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0303	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0304	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0308	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0309	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0310	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0313	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0314	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0315	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0319	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0320	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0324	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0330	五島市蕨町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(福江)-(急)-0008	五島市本窯町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0010	五島市本窯町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0011	五島市本窯町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0024	五島市伊福貴町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0025	五島市伊福貴町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(急)-0026	五島市伊福貴町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-368	五島市高田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-374	五島市増田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-382	五島市増田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-383	五島市増田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-384	五島市増田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-386	五島市増田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-388	五島市増田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-399	五島市吉田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-407	五島市吉田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-409	五島市吉田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-410	五島市吉田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-411	五島市吉田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-418	五島市吉田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-434	五島市吉田町	土石流	警戒区域
五島(福江)-(土)-021	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-023	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-024	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

五島(福江)-(土)-030	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-031	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-032	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-035	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-041	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-048	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-049	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-052	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-053	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-064	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-065	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-068	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-069	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-071	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-073	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-074	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-075	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-076	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-077	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-082	五島市久賀町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-085	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-091	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-093	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

五島(福江)-(土)-094	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-095	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-101	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-102	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-114	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-133	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-134	五島市猪之木町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-140	五島市田ノ浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-159	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-169	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-170	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-171	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(福江)-(土)-173	五島市蕨町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長崎県告示第199号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和６年度予算に係る補助金等から適用する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）

１　教育環境整備課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～９　略					

改正前

別表（第２条関係）

１　教育環境整備課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～９　略					
10	こどもの　安心・安全対策支援事業補助金	送迎用バスの安全装置の装備への支援を行うことにより、児童生徒の通	公立の小学校、中学校、義務教育学校の送迎用バスへの安全装置の装備に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町

		学時等における安全対策の強化を図る。			

２　義務教育課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１及び２　略					
３	長崎県公立学校情報機器整備事業費補助金	公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器の円滑な整備を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)　公立学校情報機器購入事業 学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費及び情報機器の設置・据付け費を含む。）。ただし、別に定める補助要件に該当するものに限る。	３分の２以内。ただし、１台当たり55,000円（へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第３条第１項に基づく１級から５級のへき地学校（以下「へき地学校」という。」）及び離島振興法（昭和28年法律　第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下「離島振興対策実施地域」という。）に所在する場合は、100分の102を乗	市町

２　義務教育課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１及び２　略					

				じた額）を限度とする。	
			⑵　公立学校情報機器リース事業 　学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費及び情報機器の設置・据付け費を含む。）。ただし、別に定める補助要件に該当するものに限る。	定額（補助基準額×整備台数×３分の２と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）×整備台数×３分の２のいずれか低い額）。ただし、補助基準額は１台当たり55,000円（へき地学校及び離島振興対策実施地域に所在する場合は、100分の102を乗じた額）とする。	市町及び民間事業者
			⑶　公立学校入出力支援装置購入事業 　障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の更新等に要する経費（情報機器の運搬費及び情報機器の設置・据付け費を含む。）	10分の10以内。ただし、個別の入出力支援装置の下限額を10,000円とする。	市町

３　高校教育課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～３　略					

３　高校教育課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～３　略					

４	長崎県高等学校親子留学補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	市町が、親子留学制度を利用して離島留学実施校に通学する生徒の保護者（ひとり親世帯等）に対して助成する経費	２分の１以内。ただし、１人当たり月額7,500円を限度とする。	市町
５	高校・地域連携イキイキ活性化補助金	市町が設置するコンソーシアムへの支援を通じて高校の魅力化を図る。	市町が設置するコンソーシアムが取り決めた高校の魅力化に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	高校の魅力化に取り組むために設置されたコンソーシアム

４　児童生徒支援課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１　略					
２	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業補助金	校内教育支援センターの設置を促進するため、必要となる人的支援体制の整備を図るとともに、民間など学校外の相　談・指導機関等との連携、オンラインによる支援の推進等、市町における多様で先進的な取組を推進する。	校内教育支援センター設置に当たり、学校に配置する指導員等に要する経費	２分の１以内	市町

６　学芸文化課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～８　略					

４　児童生徒支援課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１　略					

６　学芸文化課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～８　略					
９	地域文化クラブ活動	地域文化クラブへの移行等	市町が地域文化クラブ活動への移行に向けた体	３分の２以内	市町

	体制整備事業費補助金	持続可能な地域文化環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子どもたちが文化に継続して親しむことができる機会を確保する。	制構築のために要する経費		

７　体育保健課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～６　略					

７　体育保健課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
１～６　略					
７	アスリート雇用支援事業費補助金	優秀成年選手の県内企業就職マッチングの仕組みを作り、アスリート、採用企業及び本県の競技力向上いずれにも寄与する体制の構築を図る。	長崎県アスリート無料職業紹介所の開設・運営、優秀成年選手の調査、選手データバンク開設・運営、協力企業の開拓等にかかる経費	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県スポーツ協会
７　略					
８　略					
９	地域スポーツクラブ活動体制整備事業費補助金	中学校の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行と持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子どもたちがスポーツ	地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制構築のために要する経費	３分の２以内	市町

			に継続して親しむことができる機会を確保する。		
10　略					

8　略					
9	全国学校歯科保健研究大会開催費補助金	本県で開催される全国学校歯科保健研究大会を円滑に開催することを目的とする。	全国学校歯科保健研究大会の開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般社団法人長崎県歯科医師会
10	全国中学校体育大会開催費補助金	全国中学校体育大会を円滑に開催することを目的とする。	全国中学校体育大会の開催に係る事業に要する経費（県内開催競技に限る。）	予算の範囲内で知事が定める額	全国中学校体育大会長崎県実行委員会
11	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を円滑に開催することを目的とする。	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会の運営に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を運営する会場地市町実行委員会
12	国民スポーツ大会九州ブロック大会開催費補助金	国民スポーツ大会九州ブロック大会を円滑に開催することを目的とする。	国民スポーツ大会九州ブロック大会の開催に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	国民スポーツ大会九州ブロック大会長崎県実行委員会
13	未来なながさきスポーツプロジェクト推進事業費補助金	アスリートの県内就職支援等の取組を通して、競技力の向上を図る。	アスリートの県内就職支援や社会人アスリートの活動母体となる社会人クラブチームの支援に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県スポーツ協会

公　　告

県営換地計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第５項の規定に基づき、県営農地開発事業　鯛の鼻地区第２工区（10－３大石脇地区）につき換地計画を変更したので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、換地計画変更書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の２第４項で準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、同法第89条の２第４項で準用する同法第87条第８項の規定による裁決に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に審査請求の裁決に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　縦覧に供する書類

鯛の鼻地区第２工区（10－３大石脇地区）換地計画変更書の写し

２　縦覧期間

令和６年３月26日から令和６年４月23日まで

３　縦覧場所

平戸市役所農林水産部農林整備課

土地改良区の清算人の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人豆酘土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

退任清算人	
氏　　名	住　　所
阿比留　　正	対馬市厳原町豆酘3173
小　島　喜　介	対馬市厳原町豆酘2536
桟　原　淳　二	対馬市厳原町豆酘3294
小　島　行　善	対馬市厳原町豆酘3296
竹　本　　平	対馬市厳原町豆酘５-10

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量、ＴＳ等現地測量、路線測量、深浅測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
平戸市大野町	令和６年３月28日から

	令和６年９月30日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
西海市　西彼町　平原郷	令和６年３月29日から 令和６年５月９日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土地理院長から基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
佐世保市、松浦市、西海市及び佐々町	令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　都市計画の種類及び名称
　長崎都市計画用途地域　　（時津町決定）
２　縦覧場所
　長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　都市計画の種類及び名称
　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）用途地域　（長崎市決定）
２　縦覧場所
　長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　都市計画の種類及び名称
　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区　（長崎市決定）
２　縦覧場所
　長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　都市計画の種類及び名称
　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）防火地及び準防火地域　（長崎市決定）
２　縦覧場所
　長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　都市計画の種類及び名称
　長崎都市計画用途地域　　（長与町決定）
２　縦覧場所
　長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定による長崎都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和６年３月14日付け九州地方整備局告示第29号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和６年３月26日

長崎県知事　大石　賢吾

１　施行者の名称
　長崎県
２　都市計画事業の種類及び名称
　平成24年九州地方整備局告示第13号
　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業　３・２・110号滑石町線（大神宮工区）
３　事業施工期間
　自　平成24年１月27日　至　令和８年７月31日
４　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月26日

長崎県教育委員会教育長　前川　謙介

長崎県教育委員会規則第１号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

長崎県教育庁組織規則（昭和48年長崎県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
第２章　組織
（本庁の分課等）
第４条　本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる班を置く。
<table>
<tr><th>課（室）</th><th>班</th></tr>
<tr><td>教育政策課</td><td>総務班　人材戦略班　法務・給与制度班　旅費給与班　財務調整班　情報化推進班</td></tr>
<tr><td>働きがい推進室</td><td></td></tr>
<tr><td>福利厚生室</td><td></td></tr>
<tr><td>教育環境整備課</td><td>総務助成班　県立学校施設班　県立学校管理班</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>義務教育課</td><td>総務企画班　ふるさと教育班　未来教育班　小学校人事班　中学校人事班</td></tr>
<tr><td>高校教育課</td><td>総務企画班　新たな学び班　キャリア教育班　高校魅力化班　県立学校人事班</td></tr>
<tr><td>教育DX推進室</td><td></td></tr>
<tr><td>特別支援教育課</td><td>企画班　指導班</td></tr>
<tr><td>児童生徒支援課</td><td>総務・教育相談班　多様な学び・指導班</td></tr>
<tr><td>生涯学習課</td><td>総務管理班　地域教育班　県民学習班</td></tr>
<tr><td>学芸文化課</td><td>総務管理班　文化財班　教育文化班</td></tr>
<tr><td>体育保健課</td><td>総務管理班　学校体育班　全国高総体実行班　競技力向上対策班　健康教育班</td></tr>
</table>
（分掌）
第５条　教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
⑴～⑹　略
⑺　職員及び学校職員の給与、旅費、勤務時間その他勤務条件に関すること。
⑻　職員及び学校職員の退職手当に関すること。
⑼　職員及び学校職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
⑽～⑭　略
⑮　教育行政に関する相談に関すること。
⑯～⑳　略
㉑　学校職員の服務における条例規則等の改廃等に関すること。
㉒　学校職員（事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、その他の人事及び服務の指導に関すること。
㉓　学校職員の組織する職員団体に関すること。
第６条　働きがい推進室の分掌事務は、次のとおりとする。
⑴　県立学校職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員（事務職員を除く。）の働き方改革推進の企画・立案等具体的取組に関すること。
</td><td>
第２章　組織
（本庁の分課等）
第４条　本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる班を置く。
<table>
<tr><th>課（室）</th><th>班</th></tr>
<tr><td>教育政策課</td><td>総務人事班　企画広報班　情報化推進班</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>福利厚生室</td><td></td></tr>
<tr><td>教育環境整備課</td><td>総務助成班　県立学校施設班　県立学校管理班</td></tr>
<tr><td>教職員課</td><td>総務人事班　給与第１班　給与第２班</td></tr>
<tr><td>義務教育課</td><td>総務企画班　ふるさと教育班　未来教育班　小学校人事班　中学校人事班</td></tr>
<tr><td>高校教育課</td><td>総務企画班　新たな学び班　キャリア教育班　高校魅力化班　県立学校人事班</td></tr>
<tr><td>教育DX推進室</td><td></td></tr>
<tr><td>特別支援教育課</td><td>企画班　指導班</td></tr>
<tr><td>児童生徒支援課</td><td>総務企画班　指導・支援班</td></tr>
<tr><td>生涯学習課</td><td>総務管理班　地域教育班　県民学習班</td></tr>
<tr><td>学芸文化課</td><td>総務管理班　文化財班　教育文化班</td></tr>
<tr><td>体育保健課</td><td>総務管理班　学校体育班　全国高総体実行班　競技力向上対策班　健康教育班</td></tr>
</table>
（分掌）
第５条　教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
⑴～⑹　略
⑺　職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
⑻　職員の退職手当に関すること。
⑼　職員の研修に関すること。
⑽～⑭　略
⑮　広報及び教育行政に関する相談に関すること。
⑯～⑳　略
</td></tr>
</table>

⑵　広報に関すること。 ⑶　教育職員の免許状に関すること。	
第７条　福利厚生室の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴～⑺　略	第６条　福利厚生室の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴～⑺　略
第８条　教育環境整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴～⑻　略	第７条　教育環境整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴～⑻　略
	第８条　教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴　学校職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関すること。 ⑵　学校職員の退職手当に関すること。 ⑶　学校職員の服務における条例規則等の改廃等に関すること。 ⑷　学校職員（事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、その他の人事及び服務の指導に関すること。 ⑸　学校職員の組織する職員団体に関すること。 ⑹　学校職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
第９条　義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴～⑿　略	第９条　義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 ⑴～⑿　略 ⒁　教育職員の免許状に関すること。
第３章　職制 （本庁の組織上の職） 第20条　略 ２　略 ３　前２項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置く。 参事監　参事　副参事　主査　主任主事　文化財保護専門員　主任文化財保護主事　文化財研究員　学芸専門員　主任学芸員	第３章　職制 （本庁の組織上の職） 第20条　略 ２　略 ３　前２項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置く。 参事　副参事　主査　主任主事　文化財保護専門員　主任文化財保護主事　文化財研究員　学芸専門員　主任学芸員

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
児童生徒支援課　指導・支援班　係長	児童生徒支援課　多様な学び・指導班　係長

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月26日

長崎県教育委員会教育長　前川　謙介

長崎県教育委員会規則第２号

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（評価者） 第８条　人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとす	（評価者） 第８条　人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとす

る。

被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	高校教育課長	県教育次長	県教育長
副校長　教頭	校長	高校教育課長	県教育次長
事務長		教育政策課長	
略		略	

る。

被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	高校教育課長	県教育次長	県教育長
副校長　教頭	校長	高校教育課長	県教育次長
事務長		教職員課長	
略		略	

附　則

（施行期日）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県教育委員会教育長　前川　謙介

長崎県教育委員会規則第３号

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則（昭和47年長崎県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

（内部組織）

第４条　教育機関に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

教育機関	部	課（室）	班
長崎県教育センター	略	略	
長崎県立長崎図書館		総務課	
		資料課	
		広域支援・サービス課	
		郷土課	

（分掌事務）

第５条　教育機関及びその内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

教育機関	部	課（室）	分掌事務
長崎県教育センター	略	略	略
長崎県立長崎図書館		総務課	略
		資料課	略
		広域支援・サービス課	１　一般資料の閲覧、貸出し及び展示に関すること。 ２　一般資料に係る調査及び相談に関すること。 ３　図書館振興に係る総合

改正前

（内部組織）

第４条　教育機関に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

教育機関	部	課（室）	班
長崎県教育センター	略	略	
長崎県立長崎図書館		総務課	
		資料課	
		奉仕課	
		企画・広域支援課	
		郷土課	

（分掌事務）

第５条　教育機関及びその内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

教育機関	部	課（室）	分掌事務
長崎県教育センター	略	略	略
長崎県立長崎図書館		総務課	略
		資料課	略
		奉仕課	１　一般資料の閲覧、貸出し及び展示に関すること。 ２　一般資料に係る調査及び相談に関すること。
		企画・広	１　図書館振興に係る総合

			的な企画及び立案に関すること。 4　県内市町及び学校の図書館活動の支援、連携及び協力に関すること。 5　県内大学附属図書館等との連携及び協力に関すること。 6　読書活動の普及に関すること。 7　広報及び関係機関との連絡調整に関すること。 8　図書館の利用統計に関すること。 9　図書館協議会に関すること。 10　その他他課の所管に属しないこと。
		郷土課	略
略			略

		域支援課	的な企画及び立案に関すること。 2　県内市町及び学校の図書館活動の支援、連携及び協力に関すること。 3　県内大学附属図書館等との連携及び協力に関すること。 4　読書活動の普及に関すること。 5　広報及び関係機関との連絡調整に関すること。 6　図書館の利用統計に関すること。 7　図書館協議会に関すること。 8　その他他課の所管に属しないこと。
		郷土課	略
略			略

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
長崎図書館　奉仕課	長崎図書館　広域支援・サービス課
同　企画・広域支援課	同　同

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定に基づき、佐世保市内（宇久地区）の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和６年３月26日

長崎県公安委員会委員長　安部　惠美子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所　在　地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
向江分駐所前	佐世保市宇久町平3226番地の21先	佐世保市と運行に関する覚書を締結した一般旅客自	最左欄の停留所における左欄の停車又	令和６年３月15

宇久診療所	佐世保市宇久町平2344番地先	動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第３条の３第２号に規定する路線不定期運行に限る。）の用に供する自動車（宇久観光バス株式会社が運行する路線バス宇久線）に限る。	は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	日付け関係者間で合意
啓寿園入口	佐世保市宇久町平2406番地先			
宇久小学校前	佐世保市宇久町平2691番地先			
船倉公民館前	佐世保市宇久町平2583番地先			
宇久行政センター前	佐世保市宇久町平2493番地の２先			
宇久ターミナル	佐世保市宇久町平2435番地の２先			
高校入口	佐世保市宇久町平2426番地先			
総合センター前	佐世保市宇久町小浜373番地先			
蒲浦入口	佐世保市宇久町小浜388番地先			
長野入口	佐世保市宇久町小浜1203番地先			
蒲浦	佐世保市宇久町小浜1394番地先			
下山	佐世保市宇久町小浜2260番地先			
小浜	佐世保市宇久町小浜3874番地先			
福浦	佐世保市宇久町小浜4137番地先			
鬼塚	佐世保市宇久町神浦2200番地先			
宇久島神社前	佐世保市宇久町神浦2121番地先			
神浦郵便局前	佐世保市宇久町神浦2254番地先			
神浦	佐世保市宇久町神浦2458番地先			
飯良	佐世保市宇久町飯良1105番地先			
本飯良	佐世保市宇久町本飯良1199番地先			
狩立	佐世保市宇久町本飯良490番地先			
狩立入口	佐世保市宇久町本飯良444番地先			
大久保	佐世保市宇久町大久保579番地先			
木場	佐世保市宇久町木場964番地先			

長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団管理規程第３号

長崎県病院企業団電子決裁実施規程を次のように定める。

令和６年３月26日

長崎県病院企業団企業長　米倉　正大

〇長崎県病院企業団電子決裁実施規程

令和６年４月１日
長崎県病院企業団管理規程第３号

（目的）

第１条　この規程は、長崎県病院企業団財務規程（平成21年４月１日長崎県病院企業団管理規定第21号。以下「財務規程」という。）に基づく財務会計事務について、電子決裁処理に係る手続を明確にするため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

⑴　電子決裁　企業長がその権限に属する事務について、最終的にその意思を決定する際に、電子的方法により行う決裁の処理上の磁気記録により、決裁、合議、回議、承認及び審査することをいう。

⑵　電子伝票　財務規程に基づく財務会計伝票において、電子計算処理上の磁気記録により作成した伝票をいう。

（電子決裁の範囲）

第３条　電子決裁の範囲は、電子伝票に係る決裁とする。

（電子伝票の種類）

第４条　電子伝票の種類は次の各号に掲げるものとする。

⑴　支出負担行為書
⑵　支払伝票
⑶　支出負担行為兼支払伝票
⑷　資金前渡精算書
⑸　戻入書
⑹　調定書
⑺　収入伝票
⑻　調定兼収入伝票
⑼　調定変更書
⑽　過誤納金還付書
⑾　振替伝票
⑿　付替伝票

（電子決裁の区分及び手続）

第５条　電子決裁の区分及び手続については、長崎県病院企業団決裁規程（平成21年４月１日長崎県病院企業団管理規程第４号）に基づいて行うものとする。

（電子決裁履歴）

第６条　電子決裁の履歴は、決裁年月日、所属、役職、氏名及び決裁結果を磁気記録することとする。

（証拠書類）

第７条　電子伝票において必要に応じ、証拠書類を電磁的記録により添付することとする。ただし、添付後の原票は当該電子伝票を発行した施設において整理保存するものとする。

（管理者）

第８条　電子伝票の磁気記録を厳正に管理するため管理者を置き、本部総務部長をもって充てる。

（管理者の責務）

第９条　管理者は電子決裁の電磁的記録を適切に保存管理しなければならない。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　長崎市樺島町八番十二号
印刷人　株式会社クイックプリント
寺田宏弥